

消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する会長声明

第1 声明の趣旨

- 1 消費者庁が、特命担当大臣の下で政府全体の消費者保護政策を推進する司令塔機能を果たすとともに、消費者被害事故などの緊急事態に対処し、所管する法制度について迅速な企画・立案・実施を行う機能を果たすためには、担当大臣、各省庁及び国会と同一地域に存在することが不可欠であり、これに反するような地方移転には反対である。
- 2 国民生活センターが、全国の消費生活相談情報の分析を踏まえて消費者保護関連法制度・政策の改善に向けた問題提起や情報提供を効果的に行うためには、消費者庁及び消費者委員会と密接に連携して分析及び情報交換を行うことが必須であり、また、消費生活センター・消費生活相談窓口支援の中核機関としての機能を果たすためにも地方移転には反対である。

第2 声明の理由

- 1 政府は、「まち・ひと・しごと創生本部」に「政府関係機関移転に関する有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）を設置し、本年3月には基本方針を決定することとしている。その中で、徳島県からの提案を受け、消費者庁と国民生活センターを同県に移転することが審議されている。

有識者会議は、官邸と一体となり緊急対応を行う等の政府の危機管理業務を担う機関、中央省庁と日常的に一体として業務を行う機関、移転すると機能の維持が極めて困難となるもの等の提案は検討対象としない、としている。

この考え方は妥当であり、典型的には自己完結的な業務を担うような機関は移転に適している。
- 2 しかし、消費者問題は多数省庁に分散して担われているという特徴があるため、その司令塔として消費者庁が創設された経緯がある。

消費者問題を担当する内閣府特命担当大臣は、消費者の権利尊重、自立の支援を実現し、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のため、基本的な政策を実施する。このため関係行政機関の長に対して資料提供、説明要求、勧告、勧告に基づく措置の報告要求、勧告した事項に関する内閣総理大臣への意見具申などの権限を持つ。この権限は、消費者庁創設に際して、消費者行政における総合調整権限の重要性から明確化されたものであり、この総合調整権限行使のための事務局は、当然ながら消費者庁が担っている。

そして、消費者庁は、政府全体の消費者行政の5カ年計画である消費者基本計画を策定し、そのフォローアップをすることで、関係省庁への司令塔機能を果たしている。

また、緊急事態などにおいては、官邸及び特命担当大臣と密接な関係の下に、消費者庁が業務を担って関係省庁と総合調整の機能を果たしているのである。こうした

機能を果たすためには消費者担当大臣の理解・協力が不可欠であるが、担当大臣が中央に残る場合、担当大臣との緊密な連携が阻害されることも懸念され、担当大臣が霞が関にいて、消費者庁が地方にあるという状態は、この点からしてもおよそ無理と言う他はない。

かかる調整機能の具体的な発動場面においては、対応に消極的な省庁を説得して協力を促すことが何よりも必要であるところ、電話やテレビ会議等では説得力に欠けることも想定され、「直談判」によるねばり強い対応が求められる。また、事案によっては問題になった製品そのものを示して説明することでより正確で深い理解が可能となることもあるのであり、面談による調整権限の行使は極めて重要である。

他方、日常的な業務にしても、消費者基本計画を考えれば明らかなとおり、消費者庁は、多数省庁の消費者政策の企画について協議し、施策の推進状況を検証・評価・監視を行うことが求められている。そのため、常に関係省庁との協議等が必要である。

むろん、消費者庁には消費者法の整備を行う責務があり、新規立法や法改正の作業が顔繁に行われているが、消費者法は多数省庁所管分野と関係するため関係省庁との協議が不可欠である。

このように、消費者庁は、各省庁に関わる消費者問題について政府全体として一元的に推進するという性格をもつ。

- 3 さらに国民生活センターは、消費者基本法第25条に定められた消費者行政の中核的实施機関として、消費者庁と連携して、諸問題を検討して関連省庁に意見を述べ、地方消費者行政を支援し、消費者・事業者・地方自治体・各省庁に情報提供を行っている。

国民生活センターはこれらの機能を果たすために、全国の消費生活相談センター・消費生活相談窓口から収集された相談情報であるP I O-N E T情報を分析し、各省庁が行う消費者関連法の制定・改正における立法事実を明らかにする資料を作成し情報提供している。消費者庁のほか警察庁、経済産業省をはじめ各省庁が消費者関連法を執行したり、改正を審議するに当たり、国民生活センターに相談情報の分析を依頼しており、その場合には各省庁の担当者の問題意識を国民生活センターの担当職員と直接面談して密に意見交換することが重要である。

このような役割を果たすためには、各省庁に近接し日常的に連携できる場所にある必要がある。

- 4 以上からすれば、消費者庁・国民生活センターは、緊密な連携の下に消費者行政を推進すべきであり、それらの地方移転は機能上から不相当であるから移転の対象とすべきではない。

以上

2016年（平成28年）1月13日

茨城県弁護士会
会長 木島千華夫